

**「(仮称) 大阪市大規模マンションの建設における保育施設等の
整備に係る事前届出等に関する条例 (案)」の骨子について
パブリック・コメントを実施します**

【背景・趣旨】

大阪市では、待機児童解消を最重要施策と位置付け、昨年7月に市長をリーダーとし待機児童の多い区の区長等も参画した「大阪市待機児童解消特別チーム会議」を設置し、待機児童はもとより保育を必要とする全ての児童に対応した入所枠を確保するため、同チーム会議での議論をふまえた従来の手法にとらわれない、新たな待機児童対策を強力に推し進めているところです。

近年、都心回帰傾向が強まり、都心部や都心部へのアクセスのよい地域における大規模マンションの建設に伴い局地的に保育ニーズが急増しています。この局地的な保育ニーズの増加に対応するには、本市が、大規模マンションの建設事業者とその建設計画が確定する前に協議を行う機会を確保することにより、中長期的な地域の保育ニーズを把握し、新たな保育施設等の整備が必要な場合においては、本市が、その整備について当該大規模マンションの建設事業者に協力要請することが有効な方策であると考えています。

このため、条例案には、「大規模マンションの建設計画が確定する前における当該建設計画に関する事項の届出」及び「保育施設等の整備に係る本市の意見（保育施設等の整備についての協力要請等）に対する回答」を事業者へ義務付けること等を定めることとしております。

パブリック・コメントを通じて、市民の皆様から広くご意見をいただき、条例案の策定に活かしてまいります。

【ご意見の提出方法】

「ご意見記入用紙」をご使用のうえ、持参、送付、ファックス、電子メールによりお寄せください。

持参先	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎2階北側 大阪市こども青少年局 保育企画課 保育特別対策担当
送付先	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市こども青少年局 保育企画課 保育特別対策担当 「条例(案)の骨子に係るパブリック・コメント」意見募集係
ファックス	06-6202-6963
電子メール	condohoikujorei@city.osaka.lg.jp
受付期間	平成29年6月26日(月)～平成29年7月24日(月)
注意事項	電話や窓口での口頭によるご意見は、受け付けておりません。 ご意見について個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
問合せ先	大阪市こども青少年局 保育企画課 保育特別対策担当 電話 06-6208-8126

「(仮称) 大阪市大規模マンションの建設における保育施設等の整備に係る事前届出等に関する条例(案)」の骨子について

1 目的

大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応し、必要な保育施設等を整備するためには、大規模マンションの建設事業者（以下、「事業者」という。）に協力を求める必要がある場合があることを考慮し、本市と事業者の責務を明らかにするとともに、事業者が大規模マンションの建設計画を策定しようとする際、当該建設計画に関する事項を市長に届出等を行うこととすることにより、本市が事業者と保育施設等の整備に関する協議を行う機会を確保し、必要に応じ、保育施設等の整備に係る協力を求めることにより、大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応した保育施設等の効率的な整備を図り、子育て環境の充実を図る。

2 適用対象となる大規模マンション

住戸（一戸あたりの専用面積が35平方メートル以下のものを除く。）の総数が70戸以上のマンション

3 本市及び事業者の責務

《本市》

- ・大規模マンションの建設に伴う保育施設等の整備に関する事業者との必要な協議の実施
- ・事業者に対する保育施設等の整備に関する必要な助言、情報の提供、協力の要請その他の措置の実施

《事業者》

- ・大規模マンションの建設計画に関する事項の事前届出等の手続きの実施
- ・本市が行う保育施設等の整備に関する助言、情報の提供、協力の要請その他の措置への対応

4 大規模マンションの建設計画に関する事項の事前届出等の義務付け

事業者は、大規模マンションの建設計画を策定しようとするときまでに、次の事項を本市に届け出る必要がある。

- 氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
- 建設事業地（敷地）の所在及び敷地面積
- 住戸の予定総戸数
- 予定工期及び入居予定日
- 子育て層の入居率の見込み
- 保育施設等の有無
- など

なお、この届出は、上記の届出事項の「保育施設等の有無」について容易に変更することができる時期に行う必要がある。

《保育施設等の整備に係る調整（協議）の流れ》

- ①事業者は、建設計画に関する事項を本市に届け出る。
- ②本市は、事業者に対し届出内容について、必要な資料の提出や説明等を求め、確認を行う。
- ③本市は、届出があった日から60日以内に、保育施設等の整備について調整を図るため、必要な意見(当該大規模マンションの建設によって生じる保育需要の範囲内での保育施設等の整備についての協力要請等)を文書により事業者へ通知する。
- ④事業者は、通知を受けた日から60日以内に、本市の協力要請等に対する回答を行う。
- ⑤本市は、回答確認書を事業者へ通知する。

本市は、事業者が②の求めに応じない場合や④の手続きを行わない場合は、当該事業者に対し、期限を定め、必要な措置（手続きを行う等）を講じるよう勧告することができる。

本市は、この勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わない場合は、その旨、当該勧告の内容及び当該勧告を受けた事業者の氏名を公表することができる。

また、本市は、事業者が正当な理由なく①の届出を行わなかったと認められる場合（届出時期が遅かった場合を含む。）についても、その旨及び当該行為を行った事業者の氏名を公表することができる。

なお、本市は、この公表をしようとする際には、あらかじめ当該公表をされるべき事業者に対し、その理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

5 施行予定日

平成30年4月1日（予定）